

(参考資料2)

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	農業等	副業	不労所得	配当	給付	譲渡	雑所得	
	給与所得										
	その他の所得計										
総所得金額①											

  

所得控除	雑損		障・寡・勤		控配の欄に*の表記があっても、配偶者の税証明書等も必要	扶養親族該当区分	本人該当区分	歳次損失															
	医療費								老	特	同	老	同	他	大	特	専	特	寡	夫	妻	失	
	社会保険料								配	定	老	人	の	地	障	障	障	障	障	障	障	障	障
	小規模企業共済																						
	生命保険料																						
地震保険料																							
所得控除合計②																							

(摘要)

お子さんが扶養親族に含まれているか、必ず確認してください。含まれていない場合は申告をして正しい証明書を提出してください。

所得割額が¥0の方が奨学のための給付金申請ができます。均等割額は関係ありません。

市町村民税	税額控除前所得割額③		受給者番号		氏名		指定番号	
	税額控除額⑤							
	所得割額⑥		住所		宛名番号			
	均等割額⑦							
	道府県民税	税額控除前所得割額④		あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市(町・村)長に申し出て異議申立をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の異議申立てに係る決定の遡及を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)長を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。また、差分の取消しのためは、前記の異議申立てに対する決定を既に履行し尽くしていることができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②差分、差分の執行及び手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を撤回することの正当な理由があるときは、決定を撤回し、差分の取消しを提起することができます。				
	税額控除額⑤							
	所得割額⑥							
	均等割額⑦							
	特別徴収税額⑧							
	控除不足額⑨							
既充当額⑩								
既納付額⑪								
差引納付額⑫-⑩-⑪								
変更前税額⑫								
増減額⑬-⑫								
変更月		月	納付額	6月分	9月分	12月分	3月分	
				7月分	10月分	1月分	4月分	
				8月分	11月分	2月分	5月分	
変更月			問合せ先					

平成 年 月 日

市町村民 氏名 〇